

特別管理産業廃棄物処理計画実施状況報告書

令和 5 年 6 月 16 日

島根県知事 殿

提出者

住 所 島根県出雲市斐川町上直江2308番地

氏 名 株式会社出雲村田製作所

代表取締役社長 谷口 育男

(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

電話番号 0853-72-3330

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条の2第11項の規定に基づき、令和 4 年度の
特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を報告します。

事業場の名称	株式会社 出雲村田製作所
事業場の所在地	島根県出雲市斐川町上直江2308番地
事業の種類	電気機械器具製造業
特別管理産業廃棄物処理計画における 計画期間	令和03年 4月 1日 ~ 令和08年 3月31日

特別管理産業廃棄物処理計画における目標値

項目	目標値	項目	目標値
排出量	2,405.8t	全処理委託量	2,405.8t
自ら再生利用を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	優良認定処理業者への 処理委託量	2,405.8t
自ら熱回収を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	再生利用業者への 処理委託量	2,405.8t
自ら中間処理により減量する 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者への 処理委託量	t
自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行う 特別管理産業廃棄物の量	t	認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	t

電子情報処理組織の使用に関する事項

特別管理産業廃棄物排出量 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物を除く。)	前々年度 前年度	2458.15t 2068.905t
------------------------------------	-------------	-----------------------

(電子情報処理組織の使用に関して実施した取組)

・2009年2月より電子マニフェストの運用開始。現在も継続使用。

※事務処理欄	
--------	--

(第2面)

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類:	
		廃油	
令和 5年 6月16日	有機物量		
不要物等発生量			
自ら直接 再生利用した量	②	0	
自ら直接埋立処分又は 海上投入処分した量	③	0	
自ら中間処理 した量	④	0	
自ら中間処理 後の中間処理 した量	⑥	0	
自ら中間処理 後の中間処理 により減量した量	⑦	0	
自ら熱回収を行った量	⑤	0	
自ら熱回収を行った量	⑥	0	
自ら中間処理により減 量した量	⑦	0	
①排出量	①	2062.705	
②+③自ら再生利用を 行った量	⑧	0	
④のうち熱回収 を行った量	⑨	0	
⑤+⑥自ら熱回収を行った量	⑩	0	
⑦自ら中間処理により減 量した量	⑪	0	
⑧+⑨+⑩+⑪全処理委託量	⑫	2062.705	
⑪優良認定処理業者への 処理委託量	⑬	2062.705	
⑫再生利用業者への処理 委託量	⑭	0	
⑬熱回収認定業者以外の 熱回収を行った業者への処 理委託量	⑮	0	
⑭のうち再生利用 業者への処理委託量	⑯	2062.705	
⑮のうち熱回収認定 業者以外の熱回収を行った業 者への処理委託量	⑰	0	
⑯+⑰自ら中間処理した後 自ら理立処分又は 海上投入処分した量	⑱	2062.705	
⑱のうち再生利用 業者への処理委託量	⑲	0	
⑱のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑳	0	
⑱のうち優良認定 処理業者への 処理委託量	㉑	2062.705	

(第2面)

計画の実施状況		特別管理産業廃棄物の種類: 腐酸)
令和 5年 6月16日	有償物量		
不要物等発生量			
①排出量	6.082	②自ら直接 再生利用した量 0	③自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量 0
④自ら中間処理 した量	0	⑤自ら熱回収を行った量 0	⑥自ら中間処理した 後の残さ量 0
⑦自ら中間処理により減 量した量	0	⑧自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量 0	⑨自ら中間処理によ り減量した量 0
⑩全処理委託量	6.082	⑪良認定処理業者への 処理委託量 6.082	⑫再生利用業者への処理 委託量 6.082
⑬熱回収認定業者への処 理委託量 0		⑭熱回収認定業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量 0	⑮⑯のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0
⑰自ら中間処理した後 再生利用した量 0		⑱自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量 0	⑲⑳のうち再生利用 業者への処理委託量 6.082
⑳直接及び自ら 中間処理した後の 処理委託量 6.082		㉑⑳のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者 への処理委託量 0	㉒㉓のうち熱回収認定 業者への処理委託量 0

計画の実施状況		(特別管理産業廃棄物の種類: 廃アルカリ)	
令和 5年 6月16日	有償物量		
不要物等発生量			
	自ら直接 再生利用した量	②	0
	自ら直接埋立処分又は 海洋投入処分した量	③	0
	排出量	①	0.118
	自ら中間処理した後 再生利用した量	⑥	0
	自ら中間処理した後 自ら埋立処分又は 海洋投入処分した量	⑨	0
	自ら中間処理した後 の残さ量	④	0
	自ら中間処理した 直隣及び自ら 中間処理した後の 処理委託量	⑩	0.118
	自ら中間処理した後 の残さ量	⑤	0
	自ら中間処理により減 量した量	⑦	0
	自ら埋立処分又は 海洋投入処分を行った量	⑧	0
	全処理委託量	⑪	0.118
	優良認定処理業者への 処理委託量	⑫	0.118
	再生利用業者への処理 委託量	⑬	0
	熱回収認定業者への処 理委託量	⑭	0
	熱回収を行う業者への処 理委託量	⑮	0
	自ら中間処理した後 再生利用した量	⑧	0
	⑯のうち再生利用 業者への処理委託量	⑫	0.118
	⑯のうち熱回収認定 業者への処理委託量	⑬	0
	⑯のうち熱回収認定 業者以外の 熱回収を行う業者への処 理委託量	⑭	0

(第2面)

備考

- 1 翌年度の6月30日までに提出すること。
- 2 「事業の種類」の欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
- 3 「特別管理産業廃棄物処理計画における目標値」の欄には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載した目標値を記入すること。
- 4 第2面には、前年度の特別管理産業廃棄物処理に関して、①～⑭の欄のそれぞれに、(1)から(14)に掲げる量を記入すること。
 - (1) ①欄 当該事業場において生じた特別管理産業廃棄物の量
 - (2) ②欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら再生利用した量
 - (3) ③欄 (1)の量のうち、中間処理をせず直接自ら埋立処分又は海洋投入処分した量
 - (4) ④欄 (1)の量のうち、自ら中間処理をした特別管理産業廃棄物の当該中間処理前の量
 - (5) ⑤欄 (4)の量のうち、熱回収を行った量
 - (6) ⑥欄 自ら中間処理をした後の量
 - (7) ⑦欄 (4)の量から(6)の量を差し引いた量
 - (8) ⑧欄 (6)の量のうち、自ら利用し、又は他人に売却した量
 - (9) ⑨欄 (6)の量のうち、自ら埋立処分及び海洋投入処分した量
 - (10) ⑩欄 中間処理及び最終処分を委託した量
 - (11) ⑪欄 (10)の量のうち、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令 第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量
 - (12) ⑫欄 (10)の量のうち、処理業者への再生利用委託量
 - (13) ⑬欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律 第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量
 - (14) ⑭欄 (10)の量のうち、認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量
- 5 第2面の左下の表には、項目ごとに、特別管理産業廃棄物処理計画に記載したそれぞれの実績値を記入すること。
- 6 特別管理産業廃棄物の種類が2以上あるときは、特別管理産業廃棄物の種類ごとに、第2面の例により特別管理産業廃棄物処理計画の実施状況を明らかにした書面を作成し、当該書面を添付すること。
- 7 ※欄には、何も記入しないこと。